

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
第1回常任委員会



日時：令和6年5月21日（火）午後1時30分
場所：プラザホテルむつ 1階

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
第1回常任委員会 次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報 告

報告第1号	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会委員の変更 について	1
報告第2号	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会開催状況 について	3

4. 議 事

議案第1号	「総務企画専門委員会」調査審議事項について	5
	(1)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市企業協賛取扱要項(案)	6
	(2)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市広報基本計画(案)	10
	(3)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市市民運動基本計画(案)	11
	(4)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市ボランティア募集要項(案)	13
	(5)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画(案)	16
議案第2号	「競技式典専門委員会」調査審議事項について	17
	(1)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市競技運営基本計画(案)	18
	(2)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市リハーサル大会開催基本計画(案)	19
	(3)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市式典基本計画(案)	21
	(4)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市施設整備基本計画(案)	22
議案第3号	「宿泊衛生専門委員会」調査審議事項について	23
	(1)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市宿泊基本計画(案)	24
	(2)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画(案)	25
	(3)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医療救護要項(案)	26
	(4)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市防疫対策要項(案)	28
	(5)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市食品衛生対策要項(案)	29
	(6)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市環境衛生対策要項(案)	31
議案第4号	「輸送交通専門委員会」調査審議事項について	33
	(1)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画(案)	34
	(2)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通業務実施要項(案)	36
	(3)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市警備・消防防災基本計画(案)	39

5. 閉 会

《参考資料》

資料①	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則	40
資料②	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会 総会から常任委員会への委任事項	45
資料③	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程	46

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会名簿

委員長 1名

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	むつ市	市長	山本知也

副委員長 5名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	むつ市議会	議長	富岡幸夫
2	スポーツ関係	特定非営利活動法人むつ市体育協会	会長	柴田文彦
3	産業・経済・観光関係	むつ商工会議所	会頭	内田大輔
4	市関係	むつ市	副市長	吉田真
5	市関係	むつ市教育委員会	教育長	阿部謙一

常任委員 23名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	競技団体	青森県ローイング協会	会長	柴田文彦
2	競技団体	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	田中雅之
3	競技団体	青森県セーリング連盟	会長	菊池浩太郎
4	競技団体	一般社団法人青森県フェンシング協会	会長	駒井昭雄
5	競技団体	青森県フライングディスク協会	会長	白川直人
6	産業・経済・観光関係	公益社団法人むつ市観光協会	会長	木村努
7	産業・経済・観光関係	公益社団法人下北物産協会	会長	中新鐵男
8	産業・経済・観光関係	一般社団法人しもきたTABIあしすと	理事長	山本知也
9	宿泊・飲食関係	むつ市旅館組合	組合長	鷹架則子
10	宿泊・飲食関係	むつ市民宿組合	組合長	福岡榮子
11	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社青森営業統括センター	所長	角谷公博
12	輸送・交通関係	下北交通株式会社	専務取締役	杉山毅
13	輸送・交通関係	JRバス東北株式会社青森支店大湊支所	支所長	有明正樹
14	輸送・交通関係	有限会社むつ車体工業	代表取締役	齋藤憲一
15	輸送・交通関係	有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝本守雄
16	輸送・交通関係	下北地域広域行政事務組合消防本部	消防長	畑中輝幸
17	輸送・交通関係	むつ市タクシー協会	会長	杉山雄吾
18	医療・福祉関係	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	理事長	遠藤雪夫
19	国・県関係	むつ警察署	署長	佐藤弘康
20	国・県関係	青森県下北地域県民局	局長	小坂秀滋
21	市関係	むつ市総務部	部長	吉田由佳子
22	市関係	むつ市市民生活部	部長	石橋秀治
23	市関係	むつ市保健福祉部	部長	斉藤洋一

委員長 1名、副委員長 5名、常任委員 23名、合計 29名

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会委員の変更について

令和5年9月13日から令和6年5月21日までの間における常任委員会委員の変更については、以下のとおりである。

(順不同・敬称略)

副委員長

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
むつ市議会議長	富岡 幸夫	大瀧 次男
むつ市副市長	吉田 真	川西 伸二

常任委員

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
むつ警察署署長	佐藤 弘康	佐藤 大氣
青森県下北地域県民局局长	小坂 秀滋	蛭名 芳徳
むつ市総務部部长	吉田 由佳子	吉田 真
むつ市市民生活部部长	石橋 秀治	斉藤 洋一
むつ市健康福祉部部长	斉藤 洋一	中村 智郎

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会開催状況

1 第1回宿泊衛生専門委員会

- (1) 日時 令和6年2月6日(火)午前10時30分から
- (2) 場所 むつ市役所 第3会議室
- (3) 審議事項 ①青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市宿泊基本計画(案)
②青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画(案)
③青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医療救護要項(案)
④青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市防疫対策要項(案)
⑤青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市食品衛生対策要項(案)
⑥青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市環境衛生対策要項(案)

2 第1回総務企画専門委員会

- (1) 日時 令和6年2月6日(火)午後1時30分から
- (2) 場所 むつ市役所 第4会議室
- (3) 審議事項 ①青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市企業協賛取扱要項(案)
②青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市広報基本計画(案)
③青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市市民運動基本計画(案)
④青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市ボランティア募集要項(案)
⑤青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画(案)

3 第1回輸送交通専門委員会

- (1) 日時 令和6年2月8日(木)午前10時30分から
- (2) 場所 むつ市役所 第4会議室
- (3) 審議事項 ①青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画(案)
②青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通業務実施要項(案)
③青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市警備・消防防災基本計画(案)

4 第1回競技式典専門委員会

- (1) 日時 令和6年2月8日(木)午後1時30分から
- (2) 場所 むつ市役所 第4会議室
- (3) 調査審議 ①青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市競技運営基本計画(案)
②青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市リハーサル大会開催基本計画(案)
③青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市式典基本計画(案)
④青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市施設整備基本計画(案)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員名簿 (R6.2.8現在)

(順不同・敬称略)

No.	専門委員会	所属機関・団体名	役職名	氏名	委員区分
1	総務企画	むつ市商工会議所	専務理事	佐藤 節雄	委員長
2		むつ市総務部市長公室	室長	石橋 秀治	副委員長
3		(公社)むつ市観光協会	専務理事	三浦 博	
4		(公社)下北物産協会	専務理事	坂本 大助	
5		(一社)しもきたTABIあしすと	事務局長	坂井 隆	
6		むつ市校長会	会長	成田 浩之	
7		むつ市校長会	副会長	山本 明美	
8		青森県立田名部高等学校	校長	矢部 広明	
9		(一社)青森県保育連合会むつ支部	支部長	真手 めぐみ	
10		(社福)むつ市社会福祉協議会	事務局長	瀬川 英之	
11		むつ市企画政策部企画調整課	課長	福山 洋司	
12		むつ市経済部観光・シティプロモーション推進課	課長	山崎 学	
13	競技式典	NPO法人むつ市体育協会	専務理事	猪口 和則	委員長
14		むつ市民生部市民スポーツ課	課長	加藤 昭広	副委員長
15		下北地方中学校体育連盟	会長	飯田 一彦	
16		青森県高等学校体育連盟	理事	坪 俊彦	
17		青森県ローイング協会	理事長	吉田 理子	
18		(一財)青森県バスケットボール協会	専務理事	荒谷 修平	
19		青森県セーリング連盟	理事長	高谷 智	
20		(一社)青森県フェンシング協会	専務理事	鳴海 貢	
21		青森県フライングディスク協会	会長	白川 直人	
22		むつ地区ボート協会	理事長	佐々木 孝	
23		むつ市バスケットボール協会	理事長	工藤 彰宏	
24		むつヨットクラブ	副会長	柳谷 昌人	
25		むつ市フェンシング競技協会	副会長	真手 春彦	
26	宿泊衛生	(一社)しもきたTABIあしすと	事務局長	坂井 隆	委員長
27		むつ市健康づくり推進部健康づくり推進課	課長	高橋 嘉美	副委員長
28		むつ市旅館組合	組合長	鷹架 則子	
29		むつ市民宿組合	組合長	福岡 榮子	
30		むつ市料理飲食店組合	理事長	工藤 卓三	
31		下北地域県民局地域健康福祉部保健総室生活衛生課	課長	大見 丈治	
32		(一社)むつ下北医師会	会長	三上 史雄	
33		むつ下北歯科医師会	会長	高瀬 厚太郎	
34		むつ下北薬剤師会	会長	石山 毅憲	
35		(公社)青森県看護協会下北支部	支部長	白濱 里美	
36		むつ市民生部環境政策課	課長	石田 隆司	
37	むつ市経済部観光・シティプロモーション推進課	課長	山崎 学		
38	輸送交通	下北地域広域行政事務組合消防本部	次長	澁田 剛	委員長
39		むつ市企画政策部企画調整課	課長	福山 洋司	副委員長
40		東日本旅客鉄道株式会社青森営業統括センター	副所長	工藤 富士雄	
41		下北交通株式会社	専務取締役	杉山 毅	
42		JRバス東北株式会社青森支店大湊支所	支所長	有明 正樹	
43		有限会社むつ車体工業	代表取締役	齋藤 憲一	
44		有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝本 守雄	
45		むつ警察署警備課	課長	慶野 一浩	
46		むつ警察署交通課	課長	船水 貴仁	
47		下北地域広域行政事務組合むつ消防署	署長	畑山 勝利	
48		下北地域広域行政事務組合大湊消防署	署長	山口 千寿	
49		下北地域県民局地域整備部企画整備課	課長	本間 康弘	
50		むつ市民生部環境政策課	課長	石田 隆司	
51		むつ市総務部防災安全課	課長	小野 太輔	

議案第1号 総務企画専門委員会調査審議事項について

- (1)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市企業協賛取扱要項（案）
- (2)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市広報基本計画（案）
- (3)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市市民運動基本計画（案）
- (4)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市ボランティア募集要項（案）
- (5)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画（案）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市企業協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないとするもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。
ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法に

より表示するものとする。

(2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

様式第1号

協賛申込書

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会会長 様

(申込者)

所在地

名称

代表者名

むつ市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日		
そ の 他		

(担当者)

所 属

氏 名

電話番号

Eメール

様式第2号

協賛受領書

年 月 日

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会会長

むつ市で開催される青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会にかかると協賛物品等下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受 領 年 月 日		
そ の 他		

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市広報基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）の開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、効果的な広報を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・食などむつ市の魅力を全国に発信する。

2 内容

(1) 愛称・スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用により、市民への周知を図る。

- ① 愛称・スローガン等の普及
- ② マスコットの普及
- ③ イメージソング等の普及

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物の作成、既存の広報物等の活用及び各種広報物等を作成し、大会開催を広く周知する。

- ① ポスター、チラシ、パンフレット等の作成
- ② 市広報誌や関係各機関の刊行物への掲載

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効率的な情報提供を行う。

- ① ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信
- ② 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

(4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、既存の各種イベント・大会等を活用した広報活動を実施する。

- ① 啓発イベントの開催
- ② 市内での既存イベント等との連携

(5) 屋外広告物等による広報

屋外広告等を設置して大会開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

- ① 横断幕、懸垂幕の設置
- ② 案内板等の設置

(6) 啓発物品による広報

啓発物品の作成や協賛物品等の活用により、大会への関心を高める。

- ① 啓発物品の作成・配付及び協賛物品の活用

(7) 大会記録による広報

準備経過、開催状況等を記録した大会報告書を作成し、後世に伝える。

- ① 大会報告書の作成

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市市民運動基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）の成功に向けて、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進が図られる。

2 内容

（1）市民、企業、団体、行政などの多様な主体の力で盛り上げる大会

市民、企業、団体、行政などの多様な主体がそれぞれの立場で大会に積極的に関わり、喜びと感動を共有する大会とする。

- ① 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- ② 競技会場での観戦や応援
- ③ 大会イベントへの参加

（2）心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりで満ちた大会とする。

- ① 明るく元気なあいさつと親切な応対
- ② 花いっぱい運動の実施
- ③ 手づくりのぼり旗等の作製
- ④ おもてなし料理の振る舞い

（3）スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツの推進に結びつく大会

市民が大会を契機にスポーツに関わる機会や、スポーツへの興味・関心を一層高める、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することのできる環境づくりに結びつく大会とする。

- ① デモンストラレーションスポーツへの参加
- ② 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

（4）本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の個性あふれる歴史・文化・自然などの多彩な魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する。

- ① 本市の魅力の情報発信
- ② 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ③ 観光ボランティア活動への参加

（5）環境に配慮したクリーンで快適な大会

環境美化活動等を通じて、クリーンで快適な大会とする。

- ① 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施

- ② 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進
- ③ 県で取り組んでいる「スマートムーブ」を踏まえ、マイカー自粛や公共交通機関の利用を促進

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

本市で開催する競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区 分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配付
案 内	競技会場等での案内、情報提供
休 憩 所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし
弁当配付	弁当の配付、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
そ の 他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和7年度から募集人数に達するまでとする。

5 募集人数

200人程度

6 応募要件

平成26年4月1日以前に生まれた方（令和8年4月1日時点で12歳以上）で、以下のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申込む。

ただし、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参もしくは郵送に限る。

8 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ① 本人または団体から申し出があった場合
 - ② 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ③ 大会運営に支障があると判断したとき

9 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

13 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾、及び弁当を必要に応じて実行委員会が支給する。

14 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

15 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、おつ市個人情報の保護に関する条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に青森県の青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画（案）

1 目的

「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・おもてなしについては、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、大会の開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場、主要駅等へ案内所を設置する。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

(5) おもてなしの提供

関係機関、関係団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

議案第2号 競技式典専門委員会調査審議事項について

- (1)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市競技運営基本計画（案）
- (2)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市リハーサル大会開催基本計画（案）
- (3)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市式典基本計画（案）
- (4)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市施設整備基本計画（案）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市競技運営基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下、「大会」という。）において、むつ市で開催される競技会の運営については、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどし、効率的に整備する。

2 内容

(1) 競技運営

競技運営については、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、効率的で円滑な運営を行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技会場、練習会場の確保・整備

競技会場、練習会場の確保・整備については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県の「第80回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」に基づき、現有するものをできるだけ活用し、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県及び競技団体と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上と大会の開催に対する市民の機運醸成を図るため、県、競技団体及び関係機関と協力して行う。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）に備えて開催する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）については、国スポにおける競技会運営能力の向上を図るとともに、市民等の国スポ・障スポ開催に対する機運の醸成を図る。

2 大会の選定

大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会運営

大会の運営は、原則として国スポ・障スポに準じて実施するものとし、競技団体と協力し、創意工夫を凝らして、簡素で効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、市は競技団体と緊密な連携のもと、業務分担を明確にすることで合理的かつ効率的な運営に努める。

また、競技記録の収集及び速報について、競技団体との緊密な連携のもと、迅速かつ正確に処理を行う。

(3) 式典

開閉会式及び表彰式は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(4) 施設

大会で使用する施設は、国スポ・障スポで使用する競技会場を充てることとし、国スポ・障スポを見据えながら大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

また、大会運営に必要な仮設施設は、競技団体及び施設管理者と協議のうえ整備する。

(5) 競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。

また、物品を新たに購入する場合には、国スポ・障スポでの使用を考慮し、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

国スポに対する市民の関心や参加意欲を高めるため、各種広報活動及び市民運

動の取組を展開する。

(7) 観光・おもてなし

大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場に歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。

(8) 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として公共交通機関を利用する。ただし、競技会場・宿泊施設間の公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて計画輸送を実施する。

(10) 警備・消防

大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他の災害、事故等の未然防止に努める。

5 その他

この計画に定めるもののほか、大会開催に必要な事項は各基本計画に準じて実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市式典基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、むつ市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

2 式典の種類

式典の種類は、開始式、表彰式及び炬火イベントとする。

(1) 開始式

開始式を競技団体との協議により実施する場合は、選手等の負担とならによる配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(2) 表彰式

表彰式は、選手の健闘を心から讃える式典となるよう、競技団体及び関係団体等と協力して実施する。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、県の計画に準拠し、広く市民の参加が得られるよう実施する。

3 式典音楽

式典音楽については、原則としてCD等を活用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市施設整備基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下、「大会」という。）における競技施設の整備については、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、既存施設の有効活用を図るとともに、大会開催後の市民利用にも配慮し、競技運営に支障のないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ整備する。

議案第3号 宿泊衛生専門委員会調査審議事項について

- (1)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市宿泊基本計画（案）
- (2)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画（案）
- (3)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医療救護要項（案）
- (4)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市防疫対策要項（案）
- (5)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市食品衛生対策要項（案）
- (6)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市環境衛生対策要項（案）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市宿泊基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

- ① 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- ② 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ③ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ① 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ③ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。
- ④ 大会参加者を近隣市町村の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

6 炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品取扱施設等に対する監視、指導

食品取扱施設等に対する監視、指導を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 土産食品の衛生対策

土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

(4) 会場等における食品販売店対策

競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生の監視、指導を行う。

(5) 健康診断

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

① 対象者

(ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

(イ) 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

(ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者

(エ) その他市実行委員会が必要と認めた者

② 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(6) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措

置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ・衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、衛生的な環境の確保を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

① 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

② 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

議案第4号 輸送交通専門委員会調査審議事項について

- (1)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画（案）
- (2)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通業務実施要項（案）
- (3)青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市警備・消防防災基本計画（案）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送を行うとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

① 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

② 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

③ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

① 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

② 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

① 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

② 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限
定し、一般車両（一般観覧車車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な
措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極
的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

（４）環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交
通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ① 選手・監督
- ② 競技役員、競技補助員
- ③ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④ 報道関係者、視察員
- ⑤ 一般観覧者
- ⑥ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ① 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- ② 実行委員会が借上げて行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

4 輸送力の確保

(1) 車両の確保

計画輸送のため、関係機関・団体等の協力を得て、バス・タクシー等の必要台数を確保する。

(2) 臨時バスの運行等

臨時バスの運行が必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対し、協力の要請を行うとともに、必要な措置を講じる。

(3) 予備車の確保

実行委員会は、大会期間中は、予備車を準備し緊急時に備える。

5 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

① 輸送計画の作成

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

② 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

③ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

④ 誘導案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

⑤ 広域配宿における輸送

広域配宿によってむつ市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要が生じた場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

⑥ 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技がむつ市とむつ市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

⑦ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

⑧ バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

(2) 交通業務の内容

① 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

② 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

③ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

④ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

⑤ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

⑥ 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

⑦ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

⑧ 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

⑨ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策、及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市開催における警備・消防防災業務については、「第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保、及び非常時における緊急対応に万全を期することを目的とする。

2 基本事項

(1) 警備対策

- ① 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。
- ② 大会期間中には、警察その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

- ① 競技会場等における火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。
- ② 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

むつ市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関との連絡調整

警備・消防防災業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、むつ市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- (1) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長を持って充てる。
- 3 副委員長は、副会長を持って充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年9月13日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」とあるものは、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」と読み替える。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関する事
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・おもてなしに関する事
- 3 競技、式典及び施設に関する事
- 4 宿泊及び医事・衛生に関する事
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関する事
- 6 その他会務に必要な事項に関する事

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則（令和5年1月30日施行）第13条第4項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。
(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。